

特定医療費(指定難病)受給者証

県外からの転入時の取り扱いについて

大分県に転入された方が、転入前と同様に「特定医療費(指定難病)助成制度」をご利用になるためには、転入手続きをしていただく場合があります。

窓口は、お住いの自治体を管轄する保健所になります。

【申請窓口】

申請書提出先	管轄する市町村
大分市保健所	大分市
東部保健所	別府市、杵築市、日出町
東部保健所国東保健部	国東市、姫島村
中部保健所	臼杵市、津久見市
中部保健所由布保健部	由布市
南部保健所	佐伯市
豊肥保健所	竹田市、豊後大野市
西部保健所	日田市、玖珠町、九重町
北部保健所	中津市、宇佐市
北部保健所豊後高田保健部	豊後高田市

【転入申請に必要な書類】

- ①特定医療費(指定難病)転入申請書
(ダウンロードしてお持ちいただくか、保健所でも記入できます)
- ②県外で交付された受給者証(原本又は写し)
- ③自己負担上限額管理表
- ③マイナンバー(提出は不要ですが、申請書に記入が必要です)

<有効期間について>

大分県では、有効期間の終了日を一律で **12月31日**としています。

【具体例】

①転入前の有効期間が令和7年10月1日～令和8年9月30日の場合

→令和8年12月31日 までの受給者証を交付

令和9年1月以降については、更新申請が必要

- ・転入手続きなど、特段の事情がある場合は、受給者証の有効期間は最大で1年6カ月以内となります。
- ・転入前の自治体で更新申請を行い、転入時に更新後の新しい受給者証のコピーを提出、または転入前自治体に聞き取りを行い、認定が確認できた場合は、改めて更新申請は不要となります。

②転入前の有効期間が令和8年3月1日～令和9年2月28日の場合

③転入前の有効期間が令和8年4月1日～令和9年9月30日(1年6カ月)の場合

→令和8年12月31日 までの受給者証を交付

令和9年1月以降については、更新申請が必要

【Q&A】

★他県での有効期間はまだ続くのに、どうして更新申請を行う必要があるのですか？

→以前の都道府県で発行された受給者証は、その都道府県の規則や運用に基づいて発行されたものです。有効期間も、その都道府県が定めた基準で設定されています。

転入申請により、医療費助成の対象となる「居住地」が変わるため、新しい居住地である都道府県の制度に則って、改めて申請・審査が必要になります。

★軽症高額該当者や高額かつ長期の制度は、転入後も適用されますか？

→令和8年12月31日までは、原則として引き継がれます。

令和9年1月1日以降については、更新申請時に適用の有無が審査されます。

★更新申請において、臨床調査個人票は、転入前の自治体で更新の際に提出したものを再度利用してもよいですか？

→臨床調査個人票の診断年月日が更新申請時の直近6カ月以内であれば提出は可能です。

以前提出したものがこの期間を過ぎていれば、新しく臨床調査個人票の作成を依頼する必要があります。